

新技術・新工法・新製品等の説明及び イントラ掲載フロー

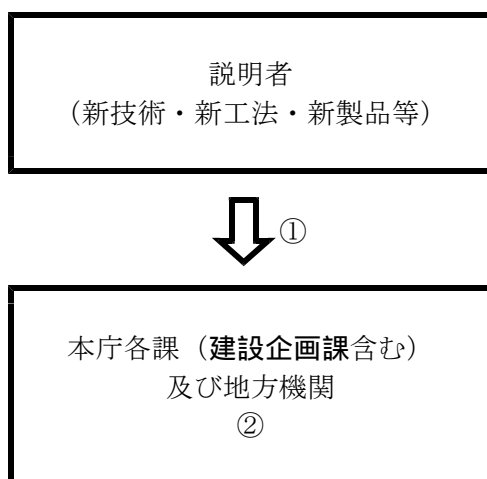
(1) 本庁各課・地方機関への説明

窓口へ事前連絡をおこなったものについてのみ説明を可能とする。この際、建設企画課への事前受付及び申込書の提出は廃止する。

(2) イントラ（県庁内の情報通信網）掲載

イントラに掲載したい意志がある企業は、建設企画課へイントラ掲載申込書を送付することにより、申込書及び説明資料が随時イントラに掲載される。

(1) 本庁各課（建設企画課含む）・地方機関説明フロー



本庁各課（建設企画課含む）及び地方機関説明フローについて

（本庁各課及び地方機関へ説明は随時行うことができる。）

- ① ・本庁各課（建設企画課含む）及び地方機関での説明については、説明者は事前に本庁各課及び地方機関の窓口へ連絡する。
- ② ・本庁各課及び地方機関において、日程調整後説明を行うこととする。
- ※ ・本庁各課及び地方機関から説明を求められた場合については、打ち合わせという取り扱いとなる為、事前に窓口への連絡は不要。

※窓口

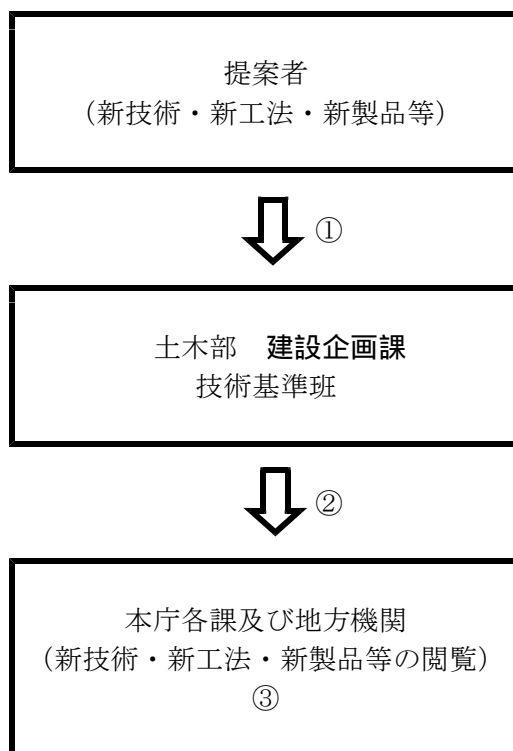
<本庁各課> 建設企画課：企画監

各課：総括課長補佐

<地方機関> 長与都市開発事業所・上県土木出張所：所長

その他の地方機関：関係各課長

(2) イントラ（県庁内の情報通信網）掲載フロー



イントラ（県庁内の情報通信網）掲載フローについて

（イントラに掲載したい意志がある企業が建設企画課に申込書を提出することで、長崎県全職員の閲覧が可能なイントラへの掲載をおこなう。）

- ① ・ 申込者は、申込書（様式－１）及び説明資料を原則Ｅメール（最大容量：フロッピー１枚（１.５ＭＢ））にて送付する。
 - ・ Ｅメールによる送付がよりがたい場合は、持参も可能とするが、申込書及び説明資料の電子データ（１.５ＭＢ以内）も持参すること。
 - ・ 持参による申込者は、事前に土木部建設企画課技術基準班に連絡し、申込書の提出を行う事とする。
 - ・ 持参による申込書提出は、月曜日から木曜日の間の午後１時から午後４時までとする。（Ｅメールについては随時送付可能。）
- ② ・ 技術基準班は、随時イントラ（県庁内の情報通信網）に申込書及び説明資料を掲載する。
- ③ ・ 本庁各課及び地方機関の職員はイントラを閲覧する事で、提案された新技術・新工法・新製品を確認することができる。
 - ・ イントラへの掲載期間は原則年度内とする。（年度毎に更新する。）